

八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：令和8年2月10日（火）午後2時30分

場所：農業経営振興センター 多目的研修室

出席委員

農業委員 19名中18名

1番 坂本 俊之 出	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 出
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 出
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悦子 出	19番 赤坂 英夫 欠	

農地利用最適化推進委員 22名中20名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 欠	3番 河原木 一実 出	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 (欠員)	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、主幹 風張 陶子
主事 妻神 一誠、主事 和山 翔紀、技師 柴田 あかね、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長 事務局の久保から御報告いたします。

本日は、赤坂委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、本日の議案のうち、議案第7号、令和7年度第10号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

久保事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、下館 敏 推進委員の御発声に続いてお願いいたします。

【憲章唱和】

久保事務局長 ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日は、御出席いただきましてありがとうございます。皆様、先日のデーリーの記事をお読みにになりましたでしょうか。八戸園芸協会創立70周年の記事が掲載されておりましたけれども、70年続くということの重みを感じておりました。昭和30年に大館村農事研究会として発足し、現在も立毛品評会活動を通して技術の研鑽に励み、農業発展に御尽力されております。農業従事者の減少に伴い、

会員の減少は、農業関係どの会も同様だと思います。農業団体と連携し、より長く継続し、また次世代への確立へと繋げていければと思っておりました。いろいろな農業団体、会がありますけれども、その人達もやはり減少に悩んでいるところがあると思いますので、皆様そういうところを共有しながら、どの会も先に進めていけるようになればいいなと思い、記事を拝見いたしました。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議くださいますようお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9番 森 光男 委員、10番 中村 正記 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上明戸推進委員

上明戸から報告いたします。去る 1 月 27 日、外館農業委員と市庁本館地下会

議室Bにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

貸人の住所、氏名、年齢及び借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、5年間の使用貸借です。申請理由は、借人は新規就農のため、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、りんごです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、令和6年3月に田、畑を貸人は新規就農のため、借人は離農のため贈与しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は14km、耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は1年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有しており、動力噴霧器1台を貸人より借用予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤推進委員

続いて、齋藤より報告いたします。去る1月27日、外館農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号2番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条2番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は400m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、農業専従者です。農機具保有状況は、

トラクター、草刈機を各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村推進委員

続いて、木村から報告いたします。去る1月27日、赤坂農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号3番と番号4番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条3番

はじめに番号3番について報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、長芋、ねぎです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約50m、耕作道はあり、受人の耕作地あり、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター2台、田植機、稲刈機を各1台所有しています。

3条4番

続きまして、番号4番について報告します。資料の2ページをお開き願います。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和6年9月、令和7年11月、令和7年12月にそれぞれ田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は10km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人でうち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状

況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を受人の稼働先より借用予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上明戸推進委員

上明戸から報告いたします。去る1月27日、外館農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号5番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条5番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和6年4月に畑を労力不足のため売却しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人で、農業専従者です。農機具保有状況について、トラクター、草刈機、軽トラックを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ありがとうございました。資料に訂正がございます。

和山主事

資料1ページの番号3番。態様別ですが、資料に売買と記載がありますが、正しくは、木村委員から御説明いただいた贈与が正しいものとなります。大変、失礼いたしました。

会長

贈与ということですので、訂正をお願いいたします。

それでは、ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

会長

日程第3

次に、日程第3、議案第7号、令和7年度第10号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

会長

それでは、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業経営振興センターの小井川から、議案第7号令和7年度第10号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料の3ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借16件、使用貸借11件の計27件で、借り手

及び貸し手の人数は借り手9名、貸し手26名で、利用権設定面積は合計102,559㎡でございます。

番号1番から資料7ページの番号27番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

それではまず、〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。資料5ページをお開き願います。

促進計画17番

番号17番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円でございます。

県による公告年月日は令和8年4月27日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、23番から24番は5年間の使用貸借、25番から27番は5年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり10,000円でございます。

県による公告年月日は令和8年4月27日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第4

会長

次に、日程第4、議案第8号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

外館委員

外館から報告します。去る1月27日、赤坂委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の9ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条1番

調査には、渡人は本人が、受人は代理人が出席しました。両者の関係は、親戚

です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和8年3月1日から令和8年6月30日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、事前相談済みです。埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。汚水及び排水については、公共下水道に接続し、処理します。立地条件は、青森県立八戸北高等学校から南側約230mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第9号、地域計画更新における目標地図変更に係る素案の提出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柴田技師

それでは、事務局柴田より説明いたします。本案は農業経営基盤強化促進法第

20 条第 2 項の規定に基づき、資料のとおり作成した目標地図変更に係る素案を八戸市へ提出することの承認を求めるものです。この目標地図素案については、各農業委員会の総会で審議、議決されるものと県から指導を受けておりますので、今回議案として提出したものです。

それでは、別冊の議案第 9 号関係資料を御覧ください。

1 ページですが、八戸市内を 11 地区に分けて目標地図の素案を作成しております。

資料 2 ページから 31 ページまで、素案を縮小した地図と、素案に掲載されている担い手の色についての凡例の一覧となっております。

目標地図変更に係る素案に関しましては、令和 7 年 3 月に策定された地域計画および目標地図を基に、農地の所有者・耕作者等の情報を令和 7 年 8 月末のものへと更新し、11 月から 12 月にかけて開催された「地域計画更新のための座談会」で得られた地域の担い手の意向を反映させたものとなっております。

地図上の赤の網掛け部分は市街化区域です。枠囲いや色がついている所は全部農地で、地目は田畑、樹園地、採草放牧地です。

色が塗られている所は、担い手の方の名義で所有もしくは貸借がされている農地を個人ごとに色分けしたものになります。

赤の外枠の農地は「将来現状維持」、青の外枠の農地は「将来拡大」と意向調査で回答のあった農地です。黒の外枠の農地は「将来縮小」の意向か未回答であった農地で、今は将来の耕作者が決まっていないため、「今後検討」としていません。

この目標地図変更に係る素案は八戸市へ提出し、市ではこの素案を基に地域計画の更新を進めることとなります。地域計画および目標地図は毎年必要に応じ更新するものになります。貸し借りや売買で耕作者が変わる農地は日々発生しますので、地図に位置付ける方や色が塗られる場所も多少変わるかと思いますが、随時八戸市と農業委員会で連携して、目標地図に反映していきます。

以上で、説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第6号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等1～15番

今回の届出は、資料11ページの番号1番から資料16ページの番号15番までの計15件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料14ページの番号9番、資料15ページの番号11番及び13番、資料16ページの番号15番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第7号、競売買受適格者の証明願転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の農地転用届出に係る競売買受適格証明願の1月分でございます。

はじめに、競売買受適格証明書につきまして御説明いたします。

裁判所の競売や税務署等の公売になった農地に関して入札を行う場合、農地を取得できない者が最高価買受人又は次順位買受人、いわゆる落札者となるのを未然に防ぐため、執行機関から入札参加者に対して、農地法の許可等を受けられる見込みがある者であることを証明する書類の提出が求められます。この書類のことを買受適格証明書といいます。耕作目的で取得する場合は、農地法第3条に係る買受適格証明書が必要となり、転用目的で取得する場合は、農地法第5条に係る買受適格証明書が必要となります。

それでは、内容につきまして御報告いたします。資料17ページを御覧ください。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

適格証明願1番

番号1番は、裁判所の競売に伴う案件でございます。転用目的は通路及び資材置場でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競売買受適格証明書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第8
会長 次に、日程第8、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事 事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の1月分でございます。資料の19ページをお開き願います。
譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出1番 番号1番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出2番 番号2番、転用目的は駐車場でございます。

5条届出3番 番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第9
会長 次に、日程第9、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹 事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の1月分で

ございます。資料の 21 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 1 番

番号 1 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 8 年 2 月 17 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 48 分)